資料　７－５

「重点医師偏在対策支援区域」の設定について

１　要旨等

○第８次後期医師確保計画において、本県の医師偏在是正プランを定めるにあたり、「重点医師偏在対策支援区域」を設定する。

【補足】計画策定ガイドライン
○ 今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師が確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域等を「重点医師偏在対策支援区域」と設定した上で、優先的かつ重点的に対策を進めることとする。
○ 都道府県は、医師確保計画の中で実効性ある医師偏在対策の取組を進めるため、重点医師偏在対策支援区域を対象とした医師偏在是正プランを策定すること。

２　経緯・背景等

（１）重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ事業等について

○厚生労働省において令和６年 12 月 25 日に策定された「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づき、令和７年度から重点医師偏在対策支援区域を設定し、支援を行っている。

○重点医師偏在対策支援区域を定めるに当たっては、厚生労働省から次のとおり候補区域が示されている。

① 医師少数都道府県の医師少数区域　⇒　該当なし
② 医師少数区域かつ可住地面積あたりの医師数が少ない二次医療圏（全国下位 1/4）⇒　該当なし
③ 各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏　⇒　広島中央圏域

※ただし、重点医師偏在対策支援区域の設定については、都道府県において、厚生労働省の提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、区域外から医師を確保できないと医療提供体制の維持が困難と考えられるような、真に重点的に医師を確保する必要がある区域に限り、設定すること（地域の実情に応じて市区町村単位、地区単位等も考えられる）とされている。

（２）本県での設定状況

・本県では、令和７年度から本事業を実施しているが、重点医師偏在対策支援区域を下記のとおり設定した。
　令和７年度：尾三圏域（上記③に該当）
　令和８年度：尾三圏域（上記③に該当）及び医師少数スポット
・なお、令和８年４月に最新の医師偏在指標が示され、本県における医師偏在指標が最も低い二次医療圏（上記③に該当）が、広島中央圏域となった。

３　支援区域の候補について

厚生労働省から示されている候補区域や、偏在指標等を踏まえ、次のとおりの候補区域とする。

(1)　医師少数区域と同様の扱いとする区域
　⇒　医師少数スポット（別紙を参照）
(2)　厚生労働省の示す候補区域のうち、人口減少よりも医師数の減少割合が多い市町
　⇒　竹原市全域　･･･参考①を参照
(3)　産科・小児科における相対的医師少数区域
　⇒　産科：広島西、広島中央、福山・府中 ／ 小児科：広島中央、福山・府中　･･･参考②を参照
　※ただし、支援対象とするのは当該診療科を標榜する医療機関に限る。

＜参考①＞　広島中央圏域における人口及び医師数の推移について

区分	H30 年調査			R6 年調査			増減（H30⇒R6 比較）			増減割合（H30⇒R6 比較・対 H30 比）		
	人口	従事医師数	人口 10 万人対従事医師数	人口	従事医師数	人口 10 万人対従事医師数	人口	従事医師数	人口 10 万人対従事医師数	人口	従事医師数	人口 10 万人対従事医師数
竹原市	24,869	52	209.1	22,004	41	186.3	▲2,865	▲ 11	▲ 22.8	88.5%	78.8%	89.1%
東広島市	195,194	388	198.8	198,176	396	199.8	2,982	8	1.0	101.5%	102.1%	100.5%
大崎上島町	7,555	8	105.9	6,622	6	90.6	▲233	▲1	▲11.5	96.6%	85.7%	88.7%

※大崎上島町は全域を医師少数スポットとするため、(2)の対象から外している。

＜参考②＞　産科・小児科における相対的医師少数区域について

	分娩取扱医師偏在指標	小児科医師偏在指標
広島	12.86	111.7
広島西	9.29	127.1
呉	17.63	135.1
広島中央	9.62	78.4
尾三	11.04	137.4
福山・府中	8.83	80.6
備北	18.28	137.4
広島県全域	11.78	111.2

※　着色している地域が全国の下位 1/3 の区域（相対的医師少数区域）

4　【参考】経済的インセンティブに係る施策について

医師確保計画策定ガイドラインにおいては、次の施策が示されている。

① 診療所の承継・開業支援事業（令和７年度から実施）

支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、施設・設備整備及び地域への定着に要する費用の支援を行う。

② 医師派遣する派遣元医療機関支援事業（令和８年度から実施）

特定機能病院からの医師派遣とは別に、支援区域内の医療機関に医師を新たに派遣する中核病院等に対して、常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用の支援を行う。

③ 医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業（令和８年度から実施）

支援区域の医療機関において土日祝日の宿日直を行う代替医師確保に要する費用の支援を行う。